厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

⑥高齢者福祉施（養護老人ホームを中心に）

厚生労働省 老健局
高齢者支援課　鈴木達也
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．高齢者福祉・介護をとりまく状況

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2

2

日本の人口の推移

○ 今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合は増加していくことが想定される。

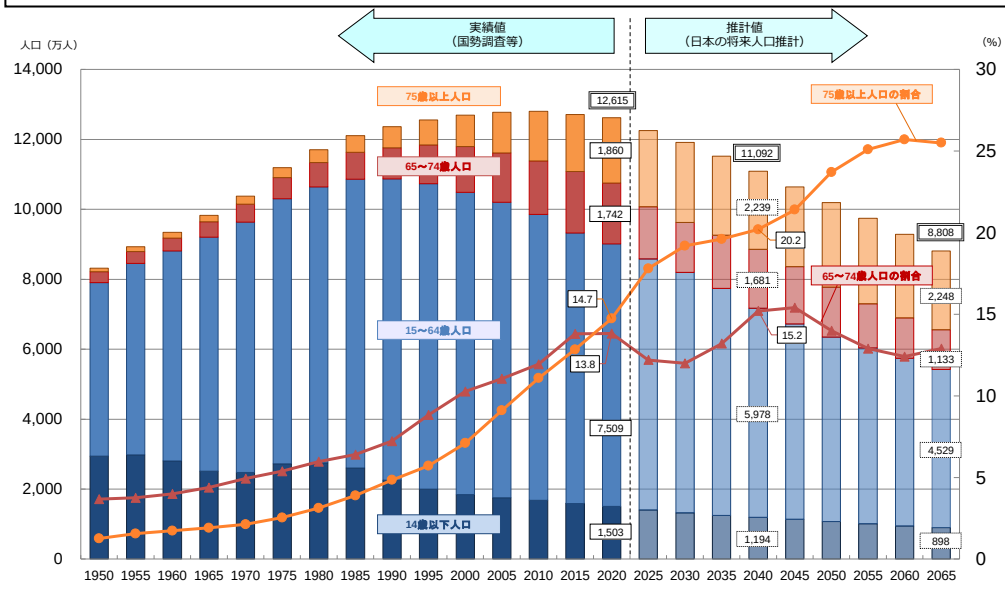

資料：2020年までは総務省「人口推計」（各年10月１日現在）等、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

3

3

これまでの２２年間の対象者、利用者の増加

○介護保険制度は、制度創設以来２２年を経過し、６５歳以上被保険者数が約１．７倍に増加するなかで、サービス利用者数は約３．５倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

①６５歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2022年3月末	
第1号被保険者数	2，165万人	⇒	3，589万人	1．7倍

②要介護（要支援）認定者の増加

	2000年4月末		2022年3月末	
認定者数	218万人	⇒	690万人	3．2倍

③サービス利用者の増加

	2000年4月		2022年3月	
在宅サービス利用者数	97万人	⇒	407万人	4．2倍
施設サービス利用者数	52万人	⇒	96万人	1．8倍
地域密着型サービス利用者数	―		89万人	
計	149万人	⇒	516万人※	3．5倍

（出典：介護保険事業状況報告令和４年３月及び５月月報）

※ 居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型サービス、複合型サービスを足し合わせたもの、並びに、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、及び認知症対応型共同生活介護の合計。在宅サービス利用者数、施設サービス利用者数及び地域密着型サービス利用者数を合計した、延べ利用者数は５９２万人。

4

4

今後の介護保険をとりまく状況（１）

① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人となり、2042年にはピークを迎える予測（3,935万人）。
また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口（割合）	3,387万人（26.6%）	3,619万人（28.9%）	3,677万人（30.0%）	3,704万人（38.0%）
75歳以上高齢者人口（割合）	1,632万人（12.8%）	1,872万人（14.9%）	2,180万人（17.8%）	2,446万人（25.1%）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）（平成29(2017)年4月推計）」より作成

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。

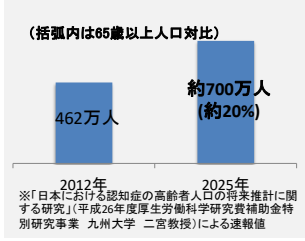

③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく

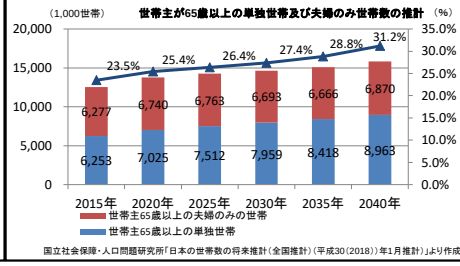

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成30（2018））年1月推計）」より作成

④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の（ ）内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(17)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年<>は割合	77.3万人<10.6%>	70.7万人<11.4%>	99.3万人<10.9%>	80.8万人<10.8%>	105.0万人<11.9%>		146.9万人<10.9%>		26.5万人<16.1%>	18.9万人<18.4%>	19.0万人<16.9%>	1632.2万人<12.8%>
2025年<>は割合（ ）は倍率	120.9万人<16.8%>（1.56倍）	107.2万人<17.5%>（1.52倍）	146.7万人<16.2%>（1.48倍）	116.9万人<15.7%>（1.45倍）	150.7万人<17.7%>（1.44倍）		194.6万人<14.1%>（1.33倍）		29.5万人<19.5%>（1.11倍）	20.9万人<23.6%>（1.11倍）	21.0万人<20.6%>（1.10倍）	2180.0万人<17.8%>（1.34倍）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

今後の介護保険をとりまく状況（２）

75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。

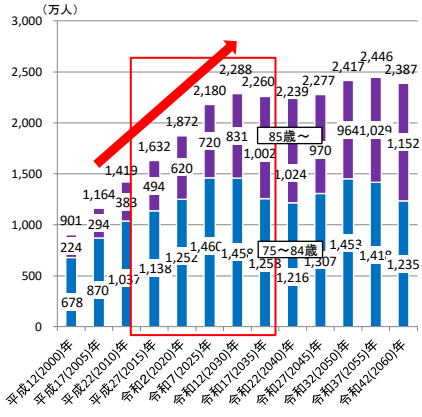

85歳以上の人口の推移

○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。

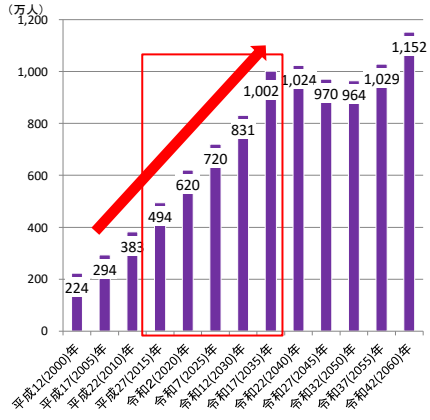

（資料）将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年4月推計）出生中位（死亡中位）推計
実績は、総務省統計局「国勢調査」（国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

２．養護老人ホームについて

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護保険施設の比較

			介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設
基本的性格			要介護高齢者のための **生活施設** ※27年度より新規入所者は原則要介護3以上	要介護高齢者にリハビリ等を提供し**在宅復帰を目指し在宅療養支援を行う施設**	要介護高齢者の**長期療養・生活施設**	医療の必要な要介護高齢者のための**長期療養施設**
定義			老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設	要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設
主な設置主体※1			社会福祉法人（約95%）	医療法人（約76%）	医療法人（約89%）	医療法人（約80%）
施設数※2			10,902 件	4,214 件	748件	253件
利用者数※2			630,000 人	344,600人	43,200人	6,700人
居室面積・定員数	従来型	面積／人	10.65㎡以上	8㎡以上	8㎡以上	6.4㎡以上
		定員数	原則個室	4人以下	4人以下	4人以下
	ユニット型	面積／人	10.65㎡以上			
		定員数	原則個室			
「多床室」の割合※3			19.7%	53.3%	71.9%	78.9%
平均在所（院）日数※4			1,177日	310日	189日	472日
低所得者の割合※4			68.6%	52.5%	50.1%	50.0%
医師の配置基準			必要数（非常勤可）	1以上 ／ 100:1以上	Ⅰ型：3以上 ／ 48:1以上 Ⅱ型：1以上 ／100:1以上	3以上 ／ 48:1以上
医療法上の位置づけ			居宅等	医療提供施設	医療提供施設	病床

※１ 介護サービス施設・事業所調査（令和３年）より ※２ 介護給付費等実態統計（令和５年２月審査分）より ※３ 介護サービス施設・事業所調査（令和３年）より（数値はすべての居室のうち２人以上の居室の占める割合）
※４は介護サービス施設・事業所調査（令和元年）より ※２及び※３の介護老人福祉施設の数値については地域密着型含む。

高齢者向け住まいの概要

	①サービス付き高齢者向け住宅	②有料老人ホーム	③養護老人ホーム	④軽費老人ホーム	⑤認知症高齢者グループホーム
根拠法	高齢者住まい法第５条	老人福祉法第29条	老人福祉法第20条の4	社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6	老人福祉法第5条の2 第６項
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	環境的、経済的に困窮した高齢者の入所施設	低所得高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	高齢者向けの賃貸住宅又有料老人ホーム、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理をする事業を行う施設	入所者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設	入居者について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの
介護保険法上の類型	なし※外部サービスを活用 ※有料老人ホーム該当の場合は特定施設入居者生活介護の指定も可		特定施設入居者生活介護		認知症対応型 共同生活介護
主な設置主体	限定なし （営利法人中心）	限定なし （営利法人中心）	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 知事許可を受けた法人	限定なし （営利法人中心）
対象者	次のいずれかに該当する単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者	要介護者/要支援者であって認知症である者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）
１人当たり面積※1	25㎡　など	13㎡（参考値）	10.65㎡	21.6㎡（単身） 31.9㎡（夫婦）　など	7.43㎡
件数※2	8,207棟(R5.3末)	15,928件(R4.6末)	941件(R3.10)	2,330件(R3.10)	14,043件（R3.10）
	特定施設入居者生活介護の請求事業所数：　6,115件(R4.10)　※3				
定員数※2	282,426戸 (R5.3末)	611,056人(R4.6末)	61,951人(R3.10)	95,311人(R3.10)	212,900人(R3.10)
	特定施設入居者生活介護の受給者数：　234,300人(R4.10)　※				
補助制度等	整備費への助成	定員29人以下：整備費等への助成※4			

※1：④→居室、洗面所、便所、収納、簡易な調理設備を含む
※2：①→サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ（「定員数」の値については登録戸数）、②→厚生労働省老健局調べ、③・④→ 社会福祉施設等調査（令和２年）、⑤→介護給付費等実態調査（令和３年10月審査分（短期利用を除く）
※3：→介護給付費等実態統計（令和４年10月審査分（地域密着型を含む、短期利用を除く））　※4：→有料老人ホームについては特定施設入居者生活介護の指定を受けたもののみ

9

9

養護老人ホームの概要

1．制度の目的

○ 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う措置施設。（老人福祉法第20条の４）

○ 設置に当たっては、市町村は都道府県知事への届出、社会福祉法人は都道府県知事の認可が必要。

（措置の理由）
・環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
・経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割を課されていない場合等

2．制度の概要

○ 施設数等（R3.10現在）
・施設数　９４１施設
・定員数　６１，９５１人
・入所者数　５４，３９２人（入所率　８７．８％）

○ 利用対象者　・市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の要否を判定

○ 面積基準　・１０．６５㎡以上

○ 介護保険との関係　・入所者が介護保険の居宅サービスの利用が可能（H18～）
・「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能（H27～）
（「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能（H18～））

3．整備費・運営費

○地方公共団体へ税源を移譲しており、原則として、 養護老人ホームの運営費及び整備費（定員３０人以上の施設）は、地方公共団体が補助を行うこととなっている。
○国としては、以下の経費について地域医療介護総合確保基金による支援を行っている。
・「小規模な養護老人ホーム（定員２９人以下）」の整備費用及び開設準備経費
・「広域型の養護老人ホーム（定員３０人以上）」の開設準備経費

10

10

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の概要

1．制度の概要

○ 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。

○ 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。
① 有料老人ホーム　② 軽費老人ホーム（ケアハウス）　③ 養護老人ホーム
※ 「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。

○ 特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホームを「介護付き有料老人ホーム」という。

2．人員基準

○管　理　者― １人［兼務可］　○生 活 相 談 員― 要介護者等：生活相談員＝100：1

○看護・介護職員― ①要支援者：看護・介護職員＝10：1　②要介護者：看護・介護職員＝3：1

※ ただし看護職員は要介護者等が30人までは1人、30人を超える場合は、50人ごとに1人　※ 夜間帯の職員は１人以上

○機能訓練指導員― １人以上［兼務可］　○計画作成担当者― 介護支援専門員１人以上［兼務可］※ただし、要介護者等：計画作成担当者100:1を標準

3．設備基準

① 介護居室：・原則個室
・プライバシーの保護に配慮、介護を行える適当な広さ
・地階に設けない 等
② 一時介護室：介護を行うために適当な広さ
③ 浴室：身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
④ 便所：居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える
⑤ 食堂、機能訓練室：機能を十分に発揮し得る適当な広さ
⑥ 施設全体：利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造

4．請求事業所・受給者数の推移

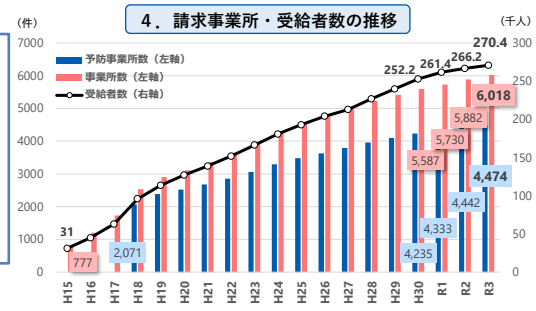

※地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。
出典：介護給付費等実態調査（各年度3月分（4月審査分））

11

11

養護老人ホームの施設数・定員数の推移

○ 養護老人ホームの施設数･定員数･在所者数については、ほぼ横ばいとなっている。

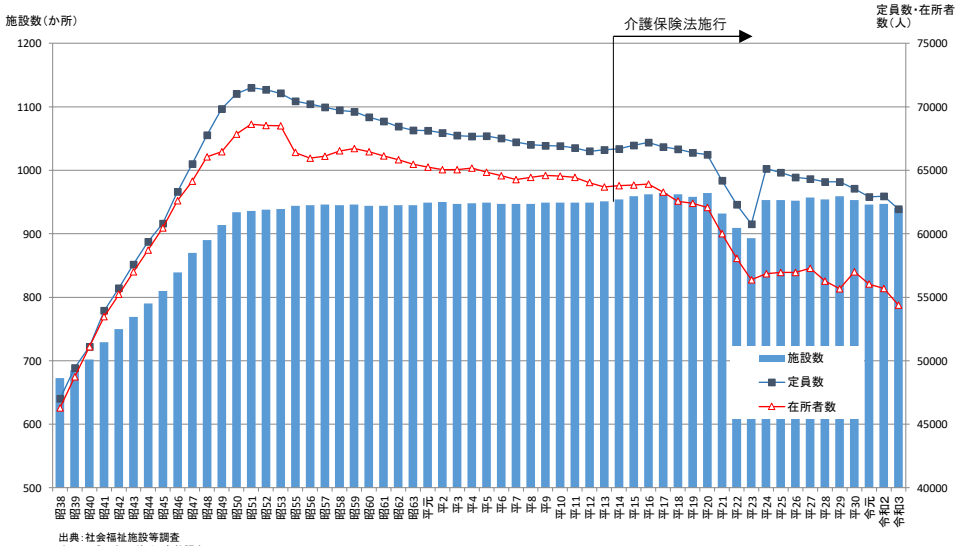

出典：社会福祉施設等調査
注： 平成20年以前は、全数調査。
平成21～23年は、調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けているため参考値。
平成24年以降、施設数、定員数については、都道府県・指定都市・中核市が把握している活動中の施設の集計値。所在者数については、平成29年以前は回収のあった施設の集計値。

12

12

養護老人ホーム　都道府県別施設数・入所者数

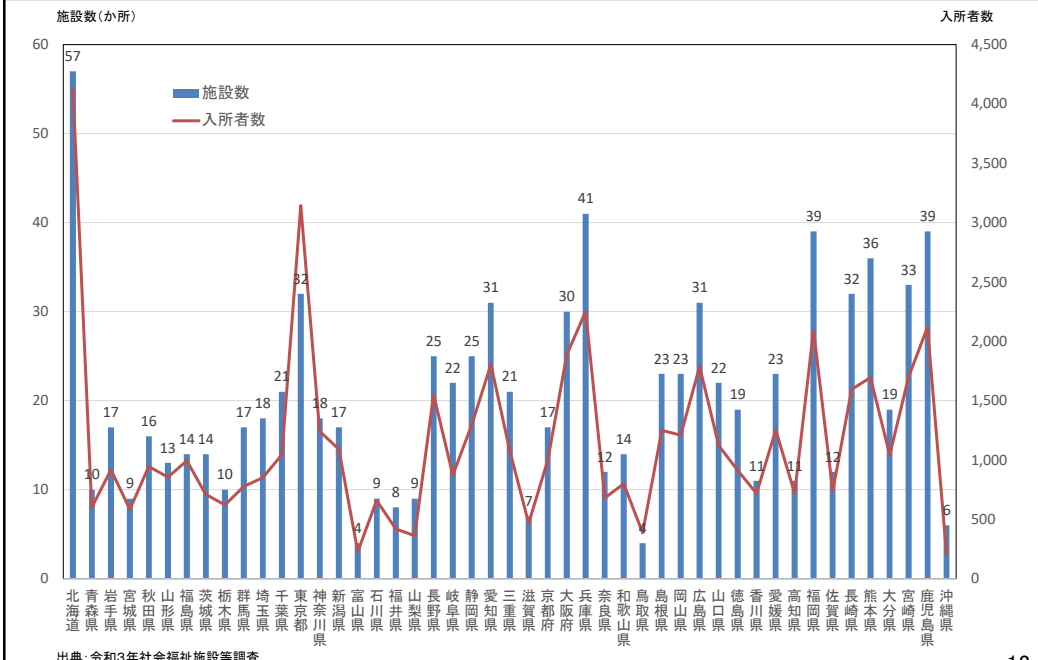

出典：令和3年社会福祉施設等調査

13

13

措置制度と入所までの流れについて

措置入所について

○　措置制度とは、行政（市区町村）が入所を希望する人や入所を必要と判断した人に、どのような支援が適切かを判断してサービスなどを行う制度。

○　特別養護老人ホームは施設と利用者の契約である一方、養護老人ホームの場合は市区町村が自ら設置している施設や、社会福祉法人等に委託して入所することとなり、市区町村長の決定が必要。

○　措置の実施権者は居住地を有する場合はその市区町村、居住地を有しないか、居住地が明らかでないときは、現在地の市町村が行うものとしている。

○　被養護者や扶養義務者の毎月の費用徴収額は市区町村毎に定めることとしているが、概ね被養護者は前年の対象収入による階層区分に応じて0円～81,100円超を負担、扶養義務者は税額等による階層区分に応じて０円～191,200円超を負担することとしている。

入所までの流れ（※）

（※）地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム活用ハンドブック（公益社団法人全国老人福祉施設協議会）を参考にして作成。

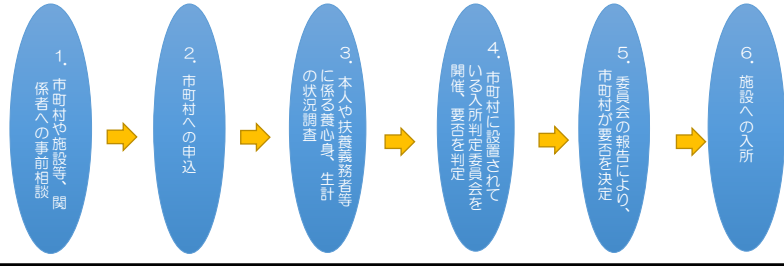

14

14

措置の実施者について

（老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について（昭和62年1月31日社老第9号））

第１　措置の実施者

１　老人福祉法（以下「法」という。）第11条第１項の措置の相手方たる老人が居住地を有するときは、その居住地の市町村が措置の実施者であること。ただし、当該老人が法第11条第１項第１号若しくは第２号又は生活保護法第30条第１項ただし書きの規定により、老人福祉法第５条の３に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム、生活保護法第38条に規定する救護施設又は更生施設等に入所している場合にあっては、当該老人が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、当該老人が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前における当該老人の所在地の市町村が措置の実施者であること。

この場合における居住地とは、老人の居住事実がある場合をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活していることが一時的な便宜のためであり、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等は、その場所を居住地として認定するものであること。

２　法第11条第１項の措置の相手方たる老人が居住地を有しないか又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が措置の実施者であること。

なお、当該老人が、老人福祉法第５条の３に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに生活保護法第38条に規定する救護施設及び更生施設以外の社会福祉施設又は病院等に入所している場合にあっては、当該施設の所在地の市町村が措置の実施者であること。

15

15

措置の対象となる者

環境上の理由

＜健康状態＞

○　治療を要する病態でないこと。なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症にり患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。

＜環境の状況＞

○　家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

経済的理由

○　本人の属する世帯が生活保護を受けている、市町村民税の所得割を課されていない、災害その他の事情により当該生活の状態が困窮していると認められること。

養護老人ホームの入所者像（一部）
出典：地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム活用ハンドブック（公益社団法人全国老人福祉施設協議会）

独居の高齢者	要支援者（要支援認定を受けている方）	ホームレスの方
無年金など経済的に困窮した方	要介護者（要介護認定を受けている方）	以前に犯罪を犯した方
虐待を受けている高齢者	賃貸住宅から立ち退きを受けた方	他の法律に基づく施設に入所できない高齢者
身体的な障がいをお持ちの方	認知症や精神的な障がいをお持ちの方	

16

16

主な利用者の状態について

出典：地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム活用ハンドブック（公益社団法人全国老人福祉施設協議会）

要介護認定（要介護２）を受けている方の措置入所

入所に至った経緯

Aさんは、母親が亡くなってからは独居生活を送っていましたが、外出先で転倒して骨折し、入院した頃から認知症の進行が顕著にみられるようになりました。退院後は在宅への復帰は困難と判断されて有料老人ホームへ入居されましたが、精神面で不安定となり、乱暴な行為や施設を無理やり出ていこうとする行為から、その有料老人ホームを退所し、自宅に戻りました。

自宅では、デイサービスとヘルパーサービスを利用して常時支援を受ける環境で独居生活を継続していました。しかし、外出しても迷子となって帰宅できずに警察へ保護され、また物忘れもひどく、家事なども十分ではないなど、独居生活の継続は困難と思われる問題が多数みられるようになりました。この時、Aさんは80歳代で、「要介護２」の要介護認定を受けていました。

こうした認知症状の悪化により、Ａさんの家族が担当のケアマネージャーへ相談し、そのケアマネージャーから施設へ相談がありました。また、Ａさんを担当していたヘルパーからも、在宅での生活は困難であり、早期の施設入所が望まれるとの連絡もありました。

このような経緯から、家族も早く入所させたいとの意向が強く、Aさんの状態から養護老人ホームへの入所が適当との判断から、施設への措置入所となりました。

入所後の様子

Aさんは入所した当初、帰宅願望から精神的に不安定となることもありましたが、それまで利用していたデイサービスへ週１回通い、家族の方にも週１回程度の面会をお願いし、馴染みのある家族やデイサービス職員とのつながりを継続しました。また、入所する１か月前から施設で昼食を取る機会を設け、施設の環境や職員に慣れる時間を作りました。そうしたことから、Aさんも徐々に安定し、落ち着いた生活を送ることができています。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

３．養護老人ホームにおける今後の課題

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

養護老人ホームにおける課題と取組について

○　養護老人ホームについては、地域において低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っている一方、過去の調査研究事業等では認知度について一定の課題があるとされている。

○　入所率（※）について、介護保険法施行前の平成11年は96.5%であったのに対して、平成21年は93.4%、令和元年は87.7%と、年々減少傾向にある。また、現在も90%以上あるのに対して、80%以下のところもあるなど、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースがある。（※）社会福祉施設等調査より

○　このような課題に対して、これまで培ってきたノウハウを活かし、近年は地域における公益的な取組や契約入所の促進等にも取り組んでいる。

地域における公益的な取組

○　地域の要支援者に対する相談支援、配食、見守り、移動等の生活支援など、多様化する地域課題への積極的な取組、地域共生社会の実現に向けた取組などを促している。厚生労働省の調査研究事業でも、各地の養護老人ホームの取組の調査等を通じて、先進的な事例を把握するとともに、普及に向けた方策を検討している。

【主な調査研究事業】

・令和２年度「地域共社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」（公益社団法人全国老人福祉施設協議会）

契約入所

○　居住に課題を抱える者（※）を対象に、取扱人員総数の２０パーセントの範囲内で契約入所を認める取扱いとしている。契約入所に当たっては、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮することを求めている。

（※）例えば、一定程度の所得がある視覚障害者や高齢者のほか、低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）、被災者（発災後３年以内）、子ども（高校生相当まで）を養育している者等が考えられる。

19

19

養護老人ホーム　都道府県入所率

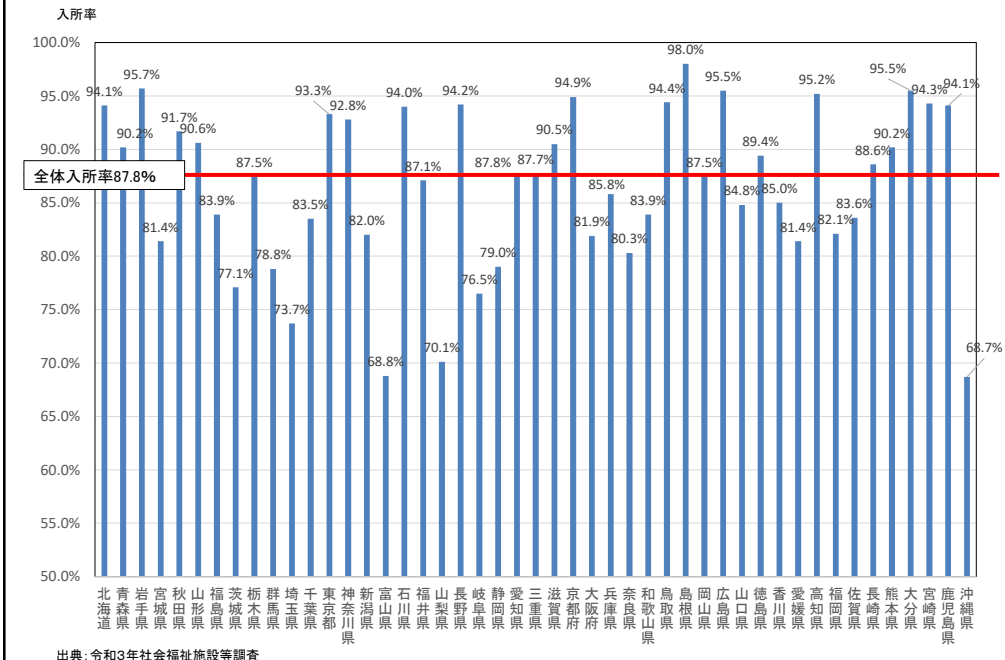

出典：令和3年社会福祉施設等調査

20

20

令和４年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和５年3月）資料（抜粋）

４．養護老人ホーム・軽費老人ホーム等について

（１）養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進

（運用全般について）

今後、生産年齢人口の減少や高齢単身世帯の増加などの人口構造の変化に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が一層増加することが見込まれる。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者の受け皿として、措置施設である養護老人ホームや無料又は低額な料金で入所が可能な軽費老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えている。。

養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知している。各自治体においては、①入所措置すべき者の適切な把握、②所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用、③柔軟な入所判定委員会の開催など、必要な者に対する措置制度の適切な活用をお願いしたい。

（２）養護老人ホームにおける契約入所及び公益的な取組について

養護老人ホームへの入所については、令和元年７月に、居住に課題を抱える者を対象として、空床を活用し収容の余力がある場合に限り、定員の20パーセントの範囲内で契約による入所が可能である旨を改めて周知したところである。

また、社会福祉法では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化されており、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、高齢者の住まい探しの支援、障害者の就労の場の創出や配食サービス等の「地域における公益的な取組」の促進をお願いしたところである。

養護老人ホームにおける契約入所や地域における公益的な取組について、効果的かつ円滑に実施可能となるよう、御配慮いただきたい。

21

岩手県雫石町

～社会福祉法人（養護老人ホーム）が、空き家・貸家を借上げ、住まい支援と生活支援を一体的に実施～

「雫石町低所得高齢者等住まい・生活支援事業」

◆事業の概要

（法人の問題意識）

○養護老人ホームには、地域の社会資源を効果的に利用すれば、必ずしも措置入所せずに地域で暮らすことができる方がいる可能性。

○また、入所時の課題が解決され、地域に戻れる入所者もいるが、入所時に住む場所を失くしているため、地域に戻りたくても戻れない状況。

（事業概要）

○養護老人ホーム「松寿荘」は、空き家・貸家を活用し、対象者に住まいの支援と生活支援を実施。

※養護老人ホームのノウハウによる自立支援

○対象者

・低所得高齢者、家屋の老朽化等により不安を抱かれている方

・過疎地域で冬期間の生活が困難な方

・養護老人ホーム利用者で地域生活が可能と思われる高齢者

○住まいの支援

法人が借り上げた空き家・貸家を転貸（計4件）

※法人による家賃の一部補助

※家主は、借受人が社会福祉法人であるため安心して貸せる。

○生活支援

1名の専任職員（嘱託）を雇用。法人職員と連携し毎朝夕の安否確認、通院・買物支援等や地域行事に関する情報提供と参加時の支援。

※地域の民生委員による協力を受けつつ、社会福祉法人が24時間　　バックアップ。

◆事業の成果

○令和元年10月現在、5世帯6名が町事業を利用（単身4人、親子一組）。50代障害者も利用。

○高齢者だけでない、制度の狭間に陥った多様なニーズに対応。

○支援内容は、当初は手厚く、信頼関係を築いてから手を放していき、現状は移動支援と事務的な諸手続等への支援程度。いずれの利用者も、劣悪な居住環境から住替えて、生活が整い、自立意欲も高まった。

○利用者どうしの交流もはじまっている。

22

終わりに

○　高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれます。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する地域における受け皿として、措置施設である養護老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えています。

○　毎年の全国会議においても、養護老人ホームにおける適切な措置を促すため、刑務所出所者等の養護老人ホームの入所措置に当たっては、関係自治体と調整の上、適切に対応することをお願いしております。地域定着支援センターの職員の皆様におかれましても、御協力のほどお願いします。

参考となる資料等

○　地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム活用ハンドブック（公益社団法人全国老人福祉施設協議会）

https://www.roushikyo.or.jp/index.html?p=we-page-entry&spot=379777

○　罪を犯した高齢者を福祉で支える―私たちにできること、私たちだからできること（全国老人福祉施設研究会議　令和元年度(愛媛会議)）

https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-3&category=19326&key=22253&type=contents&subkey=325680

○　社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム　紹介動画

https://www.youtube.com/watch?v=PViZIjRyFkI&t=1s